

掛川市告示第95号

掛川市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付要綱（平成17年掛川市告示第66号）の一部を次のように改正する。

平成30年7月5日

掛川市長 松井三郎

第2の(4)中「避難地等に面するブロック塀等」の次に「及び通学路に面するブロック塀等」を加え、第2に次のように加える。

(6) この要綱において「通学路」とは、小学生が市内の小学校に通学するために移動する経路をいう。

第4の(1)に次のように加える。

ク 法人による申請の場合にあっては、法人の登記事項証明書

別表中

ブロック塀等撤去事業	所有者等が行う当該事業に要する経費（工事費に限る。）	当該事業に要する経費と撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり8,900円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の2分の1以内とし、同一敷地につき10万円を限度とする。
------------	----------------------------	---

を

ブロック塀等撤去事業	所有者等（法人を除く。） が行う当該事業に要する 経費（工事費に限る。）	当該事業に要する経費と撤去する ブロック塀等の延長に1メートル 当たり8,900円を乗じて得た額と を比較して、いずれか少ない額の 3分の2以内とし、同一敷地につ き15万円を限度とする。
	所有者等（法人に限る。） が行う当該事業に要する 経費（工事費に限る。）	当該事業に要する経費と撤去する ブロック塀等の延長に1メートル 当たり8,900円を乗じて得た額と を比較して、いずれか少ない額の 2分の1以内とし、同一敷地につ き40万円を限度とする。

に改める。

様式第1号中

添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 付近見取図 <input type="checkbox"/> 施工前の写真 <input type="checkbox"/> 工事に要する経費の見積書の写し <input type="checkbox"/> ブロック塀等緊急改善事業にあつては、改善の平面図及び断面図 <input type="checkbox"/> 所有者以外による申請の場合にあつては、所有者の承諾書
------	---

を

添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 付近見取図 <input type="checkbox"/> 施工前の写真 <input type="checkbox"/> 工事に要する経費の見積書の写し <input type="checkbox"/> ブロック塀等緊急改善事業にあつては、改善の平面図及び断面図 <input type="checkbox"/> 所有者以外による申請の場合にあつては、所有者の承諾書 <input type="checkbox"/> 法人による申請の場合にあつては、法人の登記事項証明書
------	--

に改める。

附 則

- この告示は、公示の日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

- 2 この告示の施行前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。
- 3 この告示の施行前に従前の規定により支給した補助金は、改正後の相当の規定に基づく補助金の内払とみなす。